

平成30年度 第10回吉川区地域協議会次第

日時：平成31年1月24日（木）
午後6時30分から

場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 事務局報告

4 協議事項

(1) 平成31年度地域活動支援事業吉川区採択方針（項目別方針案）について

(2) 部会検討事項等について

5 総合事務所からの諸連絡について

6 その他

7 閉 会

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について

1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、吉川ゆったりの郷の利用料金の上限額を改定するとともに、浴場と酵素風呂の利用料金及び年齢区分の見直しを行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

別表第1 (第14条関係)

区 分		単 位	現 行	改定後	
浴場	一般	1 人	620 円	大人	800 円
	小学生		360 円	小学生以下	350 円
酵素風呂	一般	1 人	2,160 円	大人	2,200 円
	小学生		1,080 円	小学生以下	1,100 円
和室	21 畳の室	1 室 2 時間まで	5,150 円	5,240 円	
	15 畳の室		3,090 円	3,150 円	
	12 畳以下の室		2,060 円	2,100 円	
ゲートボール場		1 面 2 時間まで	1,550 円	1,580 円	

・浴場利用の無料区分について、現行の未就学児から3歳未満に改める。

別表第2 (第14条関係)

区 分		単 位	現 行	改定後	
浴場	一般	12 枚つづり	6,200 円	大人	8,000 円
	小学生		3,600 円	小学生以下	3,500 円
酵素風呂	一般	7 枚つづり	10,800 円	大人	11,000 円
	小学生		5,400 円	小学生以下	5,500 円

・浴場利用の無料区分について、現行の未就学児から3歳未満に改める。

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。

上越市吉川スカイトピア遊ランド条例の一部改正について

1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、吉川スカイトピア遊ランドの利用料金の上限額を改定するとともに、吉川体験交流センターの入館料及び年齢区分の見直しを行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。

吉川体験と創造の館の利用料金

区 分		単 位	現 行	改定後	
宿泊室	宿泊利用	中学生以上	1 人	7,130 円	7,260 円
		小学生		5,940 円	6,050 円
	日帰り利用		1 室 1 時間	520 円	530 円
体育室			1,030 円	1,050 円	

吉川体験交流センターの利用料金

区 分		単 位	現 行	改定後
研修室の占用利用		1 室 1 時間	1,030 円	1,050 円
休憩室の占用利用			680 円	700 円
農産加工室の占用利用			1,030 円	1,050 円
入館料	中学生以上	1 人	420 円	450 円
	小学生以下 (※)		210 円	300 円

※ 3歳未満の入館料を、無料と改める。

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。

3 施行期日

平成31年10月1日

4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。

上越市吉川緑地等利用施設条例の一部改正について

1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、上越市吉川緑地等利用施設の利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

別表第1 (第15条関係)

区 分			単 位	現 行	改定後
キャンプ場	テント持込み	5人以下用のテント	1張1泊	520円	530円
		6人以上用のテント		620円	630円
バンガロー	日帰り	午前 (8:00~12:00)	1棟	1,030円	1,050円
		午後 (12:00~16:00)		1,030円	1,050円
		全日 (8:00~16:00)		2,060円	2,100円
	宿泊	3,090円		3,150円	
スポーツスライド	小学生	1回	310円	320円	
	中学生以上		420円	420円	

別表第2 (第15条関係)

区 分	現 行	改定後
スポーツスライド回数利用券	1,030円	1,050円

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・ 行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・ 政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・ 民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・ 事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・ 適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。

地域活動支援事業吉川区採択方針にかかる項目別方針案(検討委員会協議結果)

	課 題	項目別方針案(検討委員会協議結果)
1	採択分野 ◎採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(共通課題事項)を分かりやすく表現(追加)する必要があるか。 (地域協議会会長会議 資料1) 採択する事業の分野 ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業 ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業 ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業 ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業 (採択方針2)	現行どおりとする。 (左記の採択する事業の分野のとおりとする。)
2	採択分野 (類似事業ありの提案) ◎他に補助事業がある場合、地域活動支援事業への提案を認めるか。 ・国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に採択した事業については、上記の補助率にかかわらず、国県市等の補助率等と同程度の補助を行う。 (採択方針3-②) ・国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に、採択することができる。 (内規2-①)	提案された事業が国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する時は、補助対象外とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合には、補助することができる。 ※ 地域協議会が必要と認める場合について、全委員の共通認識とするべき事項があるときは、協議のうえ、必要により採択方針とは別に要領または内規などを作成して、これを定める。
3	採択分野 (ハード事業) ◎ハード整備を主な内容とする事業の取扱いをどうするか。 ・原則備品は補助対象外とする。ただし、活動を伴う事業で、提案のあった事業の遂行に必要不可欠であり、特に公益性が高いと認められる場合、対象とすることができる。 (内規2-(1)-②)	現行どおりとする。 (備品購入のみの事業を認めない。)
4	採択分野 (特定事情) ◎補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理する必要があるか。 (地域協議会会長会議 資料1)	現行どおりとする。 (補助対象とする。「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」に分類されている事業も、地域の賑わいづくりや活力向上に貢献することが見込まれるため。)
5	採択分野 (特定事情) ◎補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理する必要があるか。 (地域協議会会長会議 資料1)	現行どおりとする。 (補助対象とする。「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」に分類されている事業も、他の団体による地域の賑わいづくりや活力向上に貢献することが見込まれるため。)
6	補助率 (自己負担) ◎補助率は100%とするか。または、予め自己負担率を設定するか。 ・審査により採択となった事業の補助率は、原則補助対象経費の100%とする。 (採択方針3-①) ・自己負担の義務づけ (「地域活動支援事業の制度・運用の改善に係る検証・検討」中、【任意項目】自己負担の義務付け(区全体の課題解決のための事業を除く))	現行どおりとする。 (補助率は、原則補助対象経費の100%とする。)
7	補助率 (調整) ◎内規で定めていた補助額の調整(表)を使用するか。 ・採択方針により採択事業をすべて100%補助としたときの補助額の合計が、吉川区の配分額を超える場合や、提案内容が100%補助し難い場合は、共通審査基準の委員全員の平均点に応じて、補助率を90%~70%の範囲で調整できるものとする。もしくは、採択した全事業について、補助金と配分額の按分により最終調整を図ることができるものとする。 (内規(3)-②)	100%補助により、審査結果の順位が高い提案から順に採択することとする。配分額が不足するボーダーライン上にある事業は、補助率に関わらず配分額の残額を限度として採択できるものとし、その際、提案者による辞退があれば、次点となる提案を繰り上げて採択することができる。 ※ 審査の結果、ボーダーライン上の順位で同点が発生した場合の優先順位の決定方法は、今後の検討を要する。 ※ 補助額の調整(表)は使用しない。
8	補助率 (複数年事業) ◎同一団体から複数年にわたり同様の提案があった場合の対応をどうするか。 ・同一団体から複数年にわたり同様の事業提案があった場合は、その都度協議の上決定する。 (内規(3)-⑤) ・新たな事業の創出に向けた、複数年事業の補助率の見直し ・提案団体の自立化に向けた取組 (地域協議会会長会議 資料1)	同一団体から複数年にわたり同様の提案があった場合、連続した3年を限度として補助対象とする。
9	上限額 (委員が問題を感じなければ変更の必要なし) ◎補助金額の上限は100万円のままでよいか。 ・補助金額の上限は、原則100万円とする。 (採択方針4-①)	補助金額の上限は、原則70万円とする。 ※ 例外の取扱いに関しては、今後の検討を要する。

地域活動支援事業吉川区採択方針にかかる項目別方針案(検討委員会協議結果)

	課 題	項目別方針案(検討委員会協議結果)
10	不採択要件 (委員が問題を感じなければ変更の必要なし) ◎共通審査基準の採点の結果、平均点が13点に満たない場合は、不採択とするか。 ・共通審査基準の公平性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、委員全員の平均点が25点満点中13点に満たない場合は、不採択とする。 (採択方針5)	現行どおりとする。 (13点未満は不採択とする。)
11	審査会 (委員が問題を感じなければ変更の必要なし) ◎提案者によるプレゼンテーションを行うか。 ・提案者はプレゼンテーションを行うものとする。 (採択方針6)	現行どおりとする。 (プレゼンテーションを行う。)
12	審査会 (委員が問題を感じなければ変更の必要なし) ◎必要に応じて、委員による現地視察を行うか。 (採択方針7)	現行どおりとする。 (必要に応じて、現地視察を行う。)
13	審査会 ◎勉強会を開催するか。 勉強会の開催 (内規(3)-③)	プレゼンテーションの終了後に、提案事業の研究及び委員間での認識共有を目的とした勉強会を行う。
14	審査会 ◎採点票における「適合しない」の取扱い ・「基本審査」及び「地域自治区の採択方針」における「適合しない」の取扱い 採点票中、「基本審査」または「地域自治区の採択方針」で「適合しない」を選択した場合、その委員における共通審査基準の5項目の採点は、すべて0点として集計する。 (内規2-(3)-①)	「適合する」、「適合しない」の判断は、全委員での協議事項とする。 (勉強会において、適合しないと判断すべき事業がないかを協議会の全員で協議し、これにより「適合する」との決定を行った場合は、「適合しない」との意見である委員も共通審査基準の5項目の採点を行うものとする。) ※採点の詳細については、今後の検討を要する。
15	提案団体所属委員 ◎委員に提案当事者がいる場合の取扱い ・提案当事者の審査への参加 提案者及び提案団体の代表者は採点に加わることができない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。なお、提案者及び提案団体の代表者の定義については、個々の事例について吉川区地域協議会の中で協議し決定する。 (内規2-(3)-④)	提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。(下線部分を削除。)
16	追加募集 ◎追加募集の回数を増やしたり、廃止したりする必要があるか。 ・追加募集を継続する制度的な意義が低下する中、各地域協議会が検討・決定する必要がある。 (地域協議会会長会議 参考資料 P19)	現行どおりとする。 (追加募集の回数は、予め定めない。)
17	手続きの簡素化 ◎手続きの簡素化 ・「周知手段」及び「様式等」に関して、全市的な手順の簡素化を提案したが、市全体での改正は不要との判断。 (地域協議会会長会議 参考資料 P18)	現行どおりとする。 (市全体と同様、手続きの簡素化を行わない。ただし、制度周知の努力は引き続き行うこととする。)
18	その他 ◎内規を定める必要があるか。 (内規全般)	提案団体の利害に影響する事項等、提案するに当たって受け取るべき情報は採択方針で公表する。但し、全委員の共通認識とすべき事項があるときは、協議のうえ、必要により採択方針とは別に要領または内規などを作成して、これを定める。
19	制度統一 ◎本事業の周知を強化する必要があるか。 (地域協議会会長会議 参考資料 P17)	事業の周知の強化に努める。 (採択方針に記述する必要がない事項)
20	制度統一 ◎基本的な審査方法は統一することが適当であるか。 (地域協議会会長会議 参考資料 P20)	全市的な統一はしない。 (採択方針に記述する必要がない事項)
21	制度統一 ◎地域協議会内での認識共有 (地域協議会会長会議 参考資料 P21)	地域協議会内での案件に対する認識の共有に努める。 (採択方針に記述する必要がない事項)
22	制度統一 ◎個別案件の事後評価 (地域協議会会長会議 参考資料 P28)	実施団体による事業成果の発表会等の取組は行わない。但し、市に対して、これまでより詳細な事業の報告を行うよう求める。 (採択方針に記述する必要がない事項)

(注) 表内の文言は方針案であり、今後、必要に応じて変更することがある。